

豊頃町地域防災計画

【資料編】

令和5年3月

豊頃町防災会議

目 次

防災関係機関	1
資料 1 防災関係機関連絡先一覧.....	1
1 豊頃町	1
2 官公庁	1
3 消防機関	2
4 警察	2
5 自衛隊	2
6 報道機関	2
7 ライフライン.....	2
8 交通・輸送等.....	3
9 医療関係	3
10 その他の公共的団体.....	3
条例等	4
資料 2 豊頃町防災会議条例.....	4
資料 3 豊頃町災害対策本部条例.....	6
協定等	7
資料 4 災害協定一覧.....	7
各種資料	8
資料 5 豊頃町の災害概要.....	8
資料 6 豊頃町の災害対策本部設置標識.....	15
資料 7 災害危険区域等.....	16
1 災害危険区域図.....	16
2 重要水防河川.....	17
3 重要水防箇所.....	18
4 低地帯の浸水予想区域.....	21
5 高波、高潮、津波等危険区域.....	21
6 土砂災害関係.....	22
7 危険施設等所在一覧.....	23
資料 8 災害情報等報告様式等.....	26
1 別表 1（災害情報）.....	26
2 別表 2（被害状況報告）.....	28
3 別表 3（被害状況判定基準）.....	30
資料 9 自衛隊災害派遣要請.....	34
1 様式第 1 号	34
2 様式第 2 号	34

資料 10	緊急輸送路	35
資料 11	ヘリコプター関連	36
1	北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領	36
2	北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領	39
資料 12	気象庁による雨・風・地震等の区分表	41
1	雨の強さと降り方	41
2	風の強さと吹き方	42
3	気象庁震度階級関連解説表	43

防災関係機関

資料1 防災関係機関連絡先一覧

1 豊頃町

名称	所在地	電話番号	備考
豊頃町役場	豊頃町茂岩本町 125 番地	015-574-2211	
豊頃町教育委員会	豊頃町茂岩本町 166 番地	015-579-5801	

2 官公庁

名称	所在地	電話番号	備考
北海道総務部危機対策局 危機対策課	札幌市中央区北 3 条西 6 丁目	011-231-4111	内線 22 569
十勝総合振興局地域創生部 地域政策課	帯広市東 3 条南 3 丁目 1 番地	0155-23-9023	主査 (防災)
十勝総合振興局帯広建設管理部 浦幌出張所	浦幌町字万年 286-13	015-576-2132	主査 (管理調整)
十勝総合振興局保健環境部 保健行政室企画総務課	帯広市東 3 条南 3 丁目 1 番地	0155-27-8634	
十勝教育局企画総務課	帯広市東 3 条南 3 丁目 1 番地	0155-27-8627	総務係
十勝総合振興局産業振興部 十勝農業改良普及センター 十勝東部支所	池田町字西 3 条 5 丁目 2 番地	015-572-3128	調整係
十勝総合振興局産業振興部林務課	帯広市東 3 条南 3 丁目 1 番地	0155-27-8604	林務係
十勝総合振興局森林室	浦幌町東山町 10 番地 23	015-576-2165	
北海道開発局 帯広開発建設部	帯広市西 5 条南 8 丁目	0155-24-3194	防災課
北海道開発局 帯広開発建設部 池田河川事務所	池田町字利別東町	015-572-2661	
北海道開発局 帯広開発建設部 帯広道路事務所	幕別町札内西町 73 番地 6	0155-25-1250	
北海道開発局 帯広開発建設部 広尾道路事務所	広尾町並木通東 2 丁目 5 番地	01558-2-3148	
北海道農政事務所帯広地域拠点	帯広市西 6 条南 7 丁目 3 番地	0155-24-2401	
帯広測候所	帯広市東 4 条南 9 丁目 2 番 1 号	0155-24-4555	
北海道財務局帯広財務事務所	帯広市西 5 条南 8 丁目 帯広第 2 地方合同庁舎	0155-25-6381	総務課総務係
北海道運輸局帯広運輸支局	帯広市西 19 条北 1 丁目 8 番地	0155-33-3286	企画輸送・ 監査部門
釧路海上保安部広尾海上保安署	広尾町並木通東 1 丁目 12 番地 1	01558-2-0118	
北海道総合通信局	札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第一合同庁舎	011-747-6451	防災対策推進室

3 消防機関

名称	所在地	電話番号	備考
とちろ広域消防事務組合 とちろ広域消防局	帯広市西6条南6丁目3番地1	0155-26-0119	
とちろ広域消防事務組合 豊頃消防署	豊頃町茂岩本町116番地	015-574-2310	
大津分遣所	豊頃町大津寿町1番地	015-575-2320	
豊頃分遣所	豊頃町豊頃旭町156番地		

4 警察

名称	所在地	電話番号	備考
北海道警察釧路方面池田警察署	池田町字西3条6丁目10番地	015-572-0110	
” 茂岩駐在所	豊頃町茂岩新和町120番地	015-574-2013	
” 豊頃駐在所	豊頃町豊頃南町101番地1	015-574-2151	
” 大津駐在所	豊頃町大津寿町34番地	015-575-2002	

5 自衛隊

名称	所在地	電話番号	備考
陸上自衛隊第5旅団	帯広市南町南7線3番地1	0155-48-5121	

6 報道機関

名称	所在地	電話番号	備考
日本放送協会帯広放送局	帯広市西5条南7丁目7番地	0155-23-3111	放送センター
北海道放送(株)帯広放送局	帯広市西2条南10丁目11番地	0155-23-9125	報道部
札幌テレビ放送(株)帯広放送局	帯広市東4条南13丁目2番地	0155-23-8600	
北海道テレビ放送(株)帯広支社	帯広市西3条南10丁目	0155-22-0531	
北海道文化放送(株)帯広支社	帯広市西4条南9丁目	0155-25-5200	
(株)テレビ北海道	札幌市中央区大通東6丁目12-4	011-232-1117	
北海道新聞帯広支社	帯広市西4条南9丁目1番地	0155-24-2151	
北海道新聞池田支局	池田町字西2条3丁目11番地	015-572-2660	
十勝毎日新聞社	帯広市東1条南8丁目2番地	0155-22-2121	
十勝毎日新聞社池田支局	池田町字大通1丁目31番地	015-572-2367	

7 ライフライン

名称	所在地	電話番号	備考
東日本電信電話(株)北海道事業部 (株)NTT東日本-北海道 東支店	帯広市東3条南12丁目12番地	0155-23-8920	総括担当
北海道電力ネットワーク(株) 池田ネットワークセンター	池田町字西1条10丁目2番地	015-572-2667	

8 交通・輸送等

名称	所在地	電話番号	備考
(一社)十勝地区トラック協会	帯広市西 19 条北 2 丁目 4 番地	0155-36-8575	
(一社)北海道バス協会	帯広市西 23 条北 1 丁目 1 番地 1	0155-37-6500	
北海道旅客鉄道(株) 釧路支社池田駅	池田町字東 1 条	015-572-2024	
日本通運(株)帯広支店	帯広市西 20 条南 1 丁目 1 番地 10	0155-41-1111	
(一社)北海道警備業協会帯広支部	帯広市西 2 条南 12 丁目	0155-24-8344	

9 医療関係

名称	所在地	電話番号	備考
(一社)十勝医師会	帯広市西 5 条南 2 丁目 11 番地 2	0155-28-2898	
(一社)十勝歯科医師会	帯広市東 7 条南 9 丁目 15 番地 3	0155-25-2172	
(一社)北海道薬剤師会十勝支部	帯広市西 2 条南 3 丁目 20 番地	0155-27-2427	
(公社)北海道獣医師会十勝支部	帯広市基松町基線 35 番地	0155-64-2068	
豊頃町立豊頃医院	豊頃町茂岩栄町 107 番地 17	015-574-2020	

10 その他の公共的団体

名称	所在地	電話番号	備考
日本郵便(株)豊頃郵便局	豊頃町茂岩本町 26 番地	015-574-2120	
日本郵便(株)豊頃駅前郵便局	豊頃町豊頃旭町 117 番地	015-574-2262	
日本郵便(株)大津郵便局	豊頃町大津幸町 13 番地	015-575-2230	
豊頃町農業協同組合	豊頃町中央若葉町 12 番地	015-574-2101	
十勝農業共済組合東部事業所	豊頃町中央若葉町 23 番地 3	015-574-2421	
十勝広域森林組合豊頃事業所	豊頃町農野牛 28 番地	015-574-2126	
大津漁業協同組合	豊頃町大津港町 35 番地	015-575-2311	
豊頃町商工会	豊頃町茂岩本町 135 番地 1	015-574-2206	
豊頃町建設業協会	豊頃町茂岩本町 135 番地 1	015-574-2487	
豊頃町社会福祉協議会	豊頃町茂岩栄町 102 番地	015-574-3143	

条例等

資料2 豊頃町防災会議条例

昭和38年2月1日条例第1号

最終改正 平成24年12月11日条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、豊頃町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 豊頃町地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該被害に関する情報を収集すること。
- (3) 水防法（昭和24年法律第193号）第25条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 北海道警察の警察官のうちから町長が所属長の同意を得て任命する者
 - (2) 町長が部内の職員のうちから指名する者
 - (3) 教育長
 - (4) 豊頃消防署長及び豊頃消防団長
 - (5) 指定地方行政機関の職員、北海道の職員及び指定公共機関の職員のうちから町長が所属長の同意を得て任命する者
 - (6) 陸上自衛隊の自衛官のうちから町長が任命する者
 - (7) 前各号に掲げる者のほか、地域防災に関する知識又は経験を有する者
- 6 委員の定数は、30人以内とする。
- 7 第5項第5号及び第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されたものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

資料3 豊頃町災害対策本部条例

昭和38年2月1日条例第2号

最終改正 平成8年12月13日条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、豊頃町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

協定等

資料4 災害協定一覧

(平成4年12月1日現在)

No.	分野	協定名	締結の相手方	締結年月日
1	医療救護	災害時の医療救護活動に関する協定書	十勝医師会 (十勝管内各町村)	平成3年4月1日
2		災害時における歯科医療救護活動に関する協定書	十勝歯科医師会 (十勝管内町村)	平成19年7月6日
3	物資供給	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書	北海道コカ・コーラボトリング株式会社	平成22年4月20日
4		災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	株式会社共成レンテム	平成25年1月29日
5		災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	一般社団法人 日本福祉用具供給協会	令和3年1月4日
6		災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	株式会社セコマ	令和3年10月27日
7	燃料	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書	帯広地方石油業協同組合、 帯広地方石油業協同組合 豊頃支部	平成24年4月6日
8	設備等	災害等の発生時における豊頃町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	北海道エルピーガス災害 対策協議会	平成23年3月1日
9		災害対策業務に関する協定書	豊頃町建設業協会	平成29年5月1日
10		災害時における応急仮設住宅（移動式木造住宅）簿建設に関する協定	一般社団法人 日本ムービングハウス協会	令和4年6月30日
11	輸送	災害時における遺体搬送等に関する協定書	社団法人 全国霊柩自動車協会	平成24年3月19日
12		緊急時における輸送業務に関する協定書	一般社団法人 十勝トラック協会	平成28年2月16日
13	行政	北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	北海道開発局	平成22年5月31日
14		津波等の被災時における施業道の使用に関する覚書	北海道十勝総合振興局	平成26年3月31日
15		災害応急対策活動の相互応援に関する協定	全国報徳研究市町村協議会 (17市町)	平成26年11月28日
16		災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	北海道町村会	平成27年3月31日
17	協力活動	北海道消防防災ヘリコプター応援協定書	北海道	平成8年6月25日
18		災害発生時における豊頃町内郵便局と豊頃町の協力に関する協定	豊頃町内郵便局	平成26年6月30日
19		災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定	北海道行政書士会十勝支部	令和2年2月14日
20		「ドローンによる夜間の捜索支援サービス」に関する連携協定	一般社団法人 JapanInnovationChallenge (十勝町村会)	令和3年7月2日
21		災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	明治安田生命保険相互会社 釧路支社	令和3年10月12日
22		大規模災害時における相互協力に関する基本協定	北海道電力株式会社北海道 電力ネットワーク株式会社	令和4年2月8日

各種資料

資料5 豊頃町の災害概要

災害記録（昭和30年（豊頃村・大津村中部地区合併）以降）

年月日	種別	被害状況
昭和30年 9月7日	大雨	人的被害－死者 1人 重傷者 8人 家屋被害－全壊 29戸 111人 床上浸水 324戸 1,866人 床下浸水 401戸 2,251人 農業被害－農地 550ha 農作物 2,700ha 土木被害－道路 12箇所 橋梁 16箇所 堤防 36箇所 ・被害総額 144,000千円
昭和32年 9月17日	大雨	家屋被害－流出 1戸 4人 床上浸水 242戸 1,204人 床下浸水 301戸 1,655人 農業被害－農地 340ha 農作物 2,300ha 土木被害－道路 6箇所 橋梁 2箇所 堤防 4箇所 ・被害総額 110,737千円
昭和37年 8月4日	台風9号	家屋被害－流出 2戸 9人 半壊 35戸 135人 床上浸水 359戸 1,812人 床下浸水 253戸 1,473人 農業被害－農作物 4,300ha 土木被害－河川(河岸) 32箇所 道路 23箇所 橋梁 5箇所 堤防 5箇所 ・被害総額 520,000千円
昭和39年 6月4日	大雨	家屋被害－床上浸水 89戸 443人 床下浸水 238戸 1,428人 農業被害－農地 36ha 農作物 1,840ha 農業用施設 3箇所 土木被害－河川(河岸) 14箇所 道路 14箇所 橋梁 11箇所 ・被害総額 128,270千円
昭和39年 8月25日	台風14号	家屋被害－床上浸水 83戸 380人 床下浸水 244戸 988人 農業被害－農作物 2,900ha 土木被害－道路 4箇所 橋梁 12箇所 ・被害総額 161,907千円

年月日	種別	被害状況
昭和 47 年 9 月 17 日	台風 20 号	人的被害－死者 1 人 家屋被害－床上浸水 59 戸 217 人 床下浸水 120 戸 412 人 農業被害－農地 5ha 農作物 2,570ha 農業用施設 6 箇所 土木被害－河川(河岸) 50 箇所 道路 24 箇所 橋梁 5 箇所 林業被害－林道他 47 箇所 ・被害総額 844,326 千円
昭和 50 年 5 月 17 日	大雨	家屋被害－床上浸水 10 戸 31 人 床下浸水 29 戸 87 人 農業被害－農地 30ha 農作物 680ha 土木被害－河川(河岸) 66 箇所 道路 46 箇所 橋梁 16 箇所 林業被害－林道他 13 箇所 ・被害総額 1,754,900 千円
昭和 56 年 8 月 21 日～24 日	台風 15 号	家屋被害－半壊 3 戸 9 人 農業被害－農地 1,533ha 農業用施設 17 箇所 林業被害－林産物 1,100ha 公共文教施設被害－ 13 箇所 ・被害総額 395,150 千円
昭和 59 年 5 月 3 日	大雨	農業被害－農地 5ha 農作物 6ha 農業用施設 32 箇所 土木被害－河川(河岸) 23 箇所 道路 23 箇所 林業被害－林道 6 箇所 ・被害総額 499,350 千円
昭和 60 年 4 月 4 日～5 日	融雪	農業被害－農業用施設 5 箇所 土木被害－河川(河岸) 12 箇所 ・被害総額 337,100 千円
昭和 61 年 1 月	異常低温	土木被害－道路舗装凍上 14 路線 ・被害総額 155,250 千円
昭和 61 年 4 月 15 日～16 日	融雪	農業被害－農地 1ha 農業用施設 12 箇所 土木被害－河川(河岸) 12 箇所 ・被害総額 441,000 千円
昭和 61 年 9 月 3 日～4 日	大雨	家屋被害－床上浸水 3 戸 7 人 床下浸水 9 戸 29 人 農業被害－農地 1ha 農作物 950ha 農業用施設 34 箇所 土木被害－河川(河岸) 25 箇所 道路 29 箇所 橋梁 2 箇所 水産被害－漁具(漁網) 9 件 林業被害－林道 5 箇所 治山施設 2 箇所 ・被害総額 1,307,622 千円

年月日	種別	被害状況
昭和 63 年 4 月 16 日～20 日	融雪	農業被害－農 地 1ha 農業用施設 22 箇所 土木被害－河川(河岸) 14 箇所 道 路 1 箇所 橋 梁 1 箇所 ・被害総額 1,062,700 千円
昭和 63 年 5 月 12 日～13 日	大雨	農業被害－農 地 1ha 農業用施設 19 箇所 土木被害－河川(河岸) 12 箇所 道 路 29 箇所 林業被害－林 道 10 箇所 ・被害総額 259,580 千円
昭和 63 年 11 月 24 日～25 日	大雨	家屋被害－床上浸水 1 戸 1 人 床下浸水 21 戸 41 人 農業被害－農 地 7ha 農 作 物 22ha 農業用施設 3 箇所 土木被害－河川(河岸) 8 箇所 道 路 18 箇所 水産被害－漁具(漁網) 18 件 林業被害－林 道 28 箇所 ・被害総額 159,005 千円
平成元年 6 月 28 日～30 日	大雨	家屋被害－床下浸水 5 戸 12 人 農業被害－農 作 物 646ha 農業用施設 49 箇所 土木被害－河川(河岸) 34 箇所 道 路 50 箇所 橋 梁 4 箇所 水産被害－漁 具 他 2 件 林業被害－林 道 38 箇所 ・被害総額 1,249,760 千円
平成元年 9 月 15 日～30 日	長雨	農業被害－農 地 708ha ・被害総額 502,143 千円
平成 2 年 11 月 4 日～5 日	大雨	家屋被害－床上浸水 2 戸 7 人 床下浸水 3 戸 10 人 農業被害－農 作 物 566ha 農業用施設 35 箇所 土木被害－河川(河岸) 38 箇所 道 路 64 箇所 橋 梁 2 箇所 水産被害－漁具(漁網) 8 件 林業被害－林 道 12 箇所 社会福祉施設被害－ 2 箇所 ・被害総額 1,393,502 千円
平成 3 年 7 月 26 日～27 日	大雨	農業被害－農業用施設 15 箇所 ・被害総額 141,500 千円
平成 3 年 8 月 20 日～21 日	大雨	農業被害－農業用施設 12 箇所 土木被害－河川(河岸) 6 箇所 道 路 10 箇所 林業被害－林 道 23 箇所 ・被害総額 231,860 千円

年月日	種別	被害状況
平成5年 1月15日	釧路沖地震	人的被害－重傷者 1人 軽傷者 3人 家屋被害－半壊 18戸 65人 一部損壊 16戸 79人 農業被害－共同利用施設 2棟 営農施設 30棟 乳牛生産減 42件 家畜被害(死亡) 2頭 土木被害－道路 23箇所 橋梁 8箇所 河川(河岸) 1箇所 水産被害－漁船破損 14件 共同利用施設 2棟 林業被害－林道 3箇所 衛生被害－水道 22箇所 商工被害－商業(商店) 30箇所 工業 1箇所 公立文教施設(小学校) 3箇所 社会教育施設 3箇所 町公共建物 17箇所 ・被害総額 587,907千円
平成5年 6月4日～5日	大雨	農業被害－農業用施設 23箇所 土木被害－河川(河岸) 20箇所 道路 16箇所 林業被害－林道 5箇所 ・被害総額 839,900千円
平成6年 9月16日～17日	台風24号	農業被害－農地 2ha 農作物 67ha 農業用施設 4箇所 排水路 8箇所 土木被害－河川(河岸) 10箇所 道路 23箇所 水産被害－漁具(網) 7か統 林業被害－林道 11箇所 ・被害総額 429,913千円
平成6年 10月4日	東方沖地震	農業被害－農業用施設 1箇所 営農施設 1箇所 その他施設 3箇所 土木被害－河川(河岸) 4箇所 道路 1箇所 商工被害－商店 12箇所 その他－消防用施設 1箇所 ・被害総額 95,778千円
平成8年 5月9日～10日	湿害	農業被害－営農施設 25箇所 林業被害－その他 66ha 衛生被害－水道 1箇所 ・被害総額 23,200千円
平成8年 5月22日～23日	大雨	農業被害－排水路 9箇所 農道他 32箇所 土木被害－河川(河岸) 10箇所 道路 29箇所 橋梁 1箇所 林業被害－治山施設 1箇所 林道 24箇所 ・被害総額 545,307千円
平成8年 9月23日	台風17号	水産被害－漁具(網) 5か統 ・被害総額 59,302千円

年月日	種別	被害状況
平成 10 年 8 月 27 日～28 日	大雨	農業被害－農作物(冠水) 384ha 農道 1 箇所 明渠 17 箇所 土木被害－道路 24 箇所 林業被害－林道 2 箇所 ・被害総額 168,159 千円
平成 10 年 9 月 16 日～17 日	台風 5 号	農業被害－農策者(完遂) 667.30ha 農道 6 箇所 牧道 2 箇所 明渠 6 箇所 土木被害－河川 7 箇所 道路 25 箇所 水産被害－漁具(網) 7 か統 林業被害－林道 6 箇所 衛生被害－水道 4 箇所 その他－公園 1 箇所 ・被害総額 358,341 千円
平成 11 年 5 月 5 日	大雨	農業被害－農道 2 箇所 明渠 5 箇所 土木被害－道路 26 箇所 河川 2 箇所 林業被害－治山施設 5 箇所 林道 4 箇所 ・被害総額 14,797 千円
平成 11 年 7 月 14 日	大雨	農業被害－農道 3 箇所 明渠 1 箇所 土木被害－道路 11 箇所 河川 1 箇所 林業被害－林道 3 箇所 ・被害総額 429,913 千円
平成 12 年 4 月 22 日	大雨	農業被害－農道 10 箇所 明渠 25 箇所 土木被害－道路 30 箇所 河川 6 箇所 林業被害－治山施設 4 箇所 林道 15 箇所 ・被害総額 176,760 千円
平成 13 年 9 月 11 日	台風 15 号	農業被害－農作物 413.10ha 土木被害－道路 8 箇所 河川 4 箇所 林業被害－林道 3 箇所 ・被害総額 428,159 千円
平成 14 年 10 月 1 日	台風 21 号	農業被害－農道 7 箇所 明渠 19 箇所 土木被害－道路 31 箇所 河川 3 箇所 林業被害－林道 6 箇所 ・被害総額 25,120 千円
平成 15 年 8 月 9 日	台風 10 号	家屋被害－床下浸水 1 戸 3 人 農業被害－農作物 235.00ha 農道 7 箇所 明渠 32 箇所 土木被害－道路 32 箇所 河川 2 箇所 林業被害－林地 1 箇所 林道 5 箇所 衛生被害－施設 1 箇所 ・被害総額 103,396 千円

年月日	種別	被害状況
平成 15 年 9 月 26 日	十勝沖地震	人的被害－行方不明者 2 人 重 傷 者 1 人 軽 傷 者 53 人 家屋被害－全 壊 9 戸 24 人 半 壊 27 戸 69 人 一部破損 105 戸 454 人 農業被害－農 道 14 箇所 明 渠 4 箇所 共同使用施設 18 箇所 営農施設 353 箇所 土木被害－道 路 158 箇所 河 川 6 箇所 橋 梁 1 箇所 下 水 道 143 箇所 水産被害－漁船沈没 1 隻 破 損 14 隻 共同利用施設 7 箇所 林業被害－林 道 19 箇所 衛生被害－水 道 町内一円 商工被害－商 業 75 件 公立文教被害－小学校 3 校 中 学 校 1 校 給食センター 1 棟 ・被害総額 2,694,206 千円
平成 16 年 9 月 13 日	台風 16 号	水産被害－漁具(網) 4 か統 ・被害総額 43,250 千円
平成 18 年 4 月 20 日	大雨	農業被害－農 道 4 箇所 明 渠 9 箇所 土木被害－道 路 28 箇所 河 川 1 箇所 林業被害－林 道 7 箇所 ・被害総額 16,750 千円
平成 18 年 10 月 7 日～8 日	低気圧による 暴風と高波	水産被害－漁船破損 1 隻 共同利用施設 1 所 漁具(網) 6 か統 ・被害総額 333,342 千円
平成 19 年 9 月 7 日～8 日	台風 9 号	農業被害－農 道 4 箇所 明 渠 26 箇所 土木被害－道 路 33 箇所 河 川 11 箇所 林業被害－林 道 9 箇所 ・被害総額 49,800 千円
平成 20 年 5 月 20 日	大雨	農業被害－農 道 6 箇所 明 渠 7 箇所 土木被害－道 路 51 箇所 河 川 1 箇所 林業被害－林 道 7 箇所 治山施設 2 箇所 ・被害総額 17,570 千円
平成 21 年 6 月 22 日～23 日	大雨	農業施設－農 道 6 箇所 明 渠 16 箇所 土木被害－道 路 26 箇所 河 川 8 箇所 林業被害－林 道 10 箇所 治山施設 2 箇所 ・被害総額 29,950 千円

年月日	種別	被害状況
平成 21 年 7 月 27 日～28 日	大雨	農業施設－農道 8 箇所 明渠 9 箇所 土木施設－道路 24 箇所 河川 2 箇所 林業被害－林道 5 箇所 ・被害総額 16,650 千円
平成 23 年 3 月 11 日	東北地方 太平洋沖地震	水産被害－漁業施設 7 箇所 漁船沈没・破損 54 隻 潮位計水没等 商工被害－工業 2 箇所 ・被害総額 100,098 千円
平成 24 年 5 月 4 日～5 日	大雨	農業施設－農道 5 箇所 牧場 2 箇所 明渠 6 箇所 土木施設－道路 25 箇所 河川 15 箇所 林業施設－林道 7 箇所 ・被害総額 33,100 千円
平成 25 年 4 月 7 日	暴風雨	土木被害－道路 12 箇所 河川 1 箇所 建築被害－町有住宅等 4 戸 ・被害総額 9,875 千円
平成 28 年 8 月 17 日～24 日	台風 7 号、11 号、9 号	農業施設－農道 11 箇所 農作物 1,832ha 明渠 12 箇所 土木施設－道路 44 箇所 河川 2 箇所 林業被害－林道 7 箇所 衛生被害－水道 3 箇所 文教施設被害－小学校 6 箇所 中学校 4 箇所 社会体育施設 3 箇所 公共施設被害－福祉施設 1 箇所 農業施設 3 箇所 公園施設 5 箇所 ・被害総額 1,092,473 千円
平成 29 年 9 月 18 日	台風 18 号	農業施設－農道 10 箇所 明渠 20 箇所 土木施設－道路 21 箇所 河川 3 箇所 林業被害－林道 9 箇所 ・被害総額 16,550 千円
平成 30 年 9 月 6 日	胆振東部地震	地震発生直後から町内全域で停電発生、 9 月 8 日午前 2 時頃全面復旧。 農業被害－酪農業 搾乳一時不能 養豚業 子豚死亡 水産業被害－サケ定置網漁 受入・出荷不能 商工業被害－商工業 営業不能 ・被害総額 不明
令和 3 年 4 月 17～18 日	大雨	農業施設－農道 8 箇所 明 16 箇所 土木施設－町道 28 箇所 河川 9 箇所 林業施設－林道 7 箇所 公共施設－法面崩壊 4 箇所 ・被害総額 26,850 千円

資料6 豊頃町の災害対策本部設置標識

標示板



資料7 災害危険区域等

1 災害危険区域図



2 重要水防河川

(令和4年12月1日現在)

No.	重要水防河川名			河川種類	流路延長
	市町村名	水系名	河川名		
1	豊頃町	十勝川	十勝川	1級河川	156,000
2	〃	〃	打内川	〃	5,200
3	〃	〃	上統内川	〃	1,100
4	〃	〃	礼作別川	〃	3,100
5	〃	〃	山蔭川	〃	4,000
6	〃	〃	小川	〃	8,000
7	〃	〃	久保川	〃	8,500
8	〃	〃	造林沢川	〃	800
9	〃	〃	上農野牛川	〃	2,800
10	〃	〃	農野牛川	〃	17,700
11	〃	〃	旧利別川	〃	7,000
12	〃	〃	礼文内川	〃	9,500
13	〃	〃	下牛首別川	〃	10,800
14	〃	〃	牛首別川	〃	12,200
15	〃	〃	背負分線川	〃	2,200
16	〃	〃	背負川	〃	4,700
17	〃	〃	安骨川	〃	2,200
18	〃	〃	上旅来川	〃	1,500
19	〃	〃	カンカン川	〃	5,300
20	〃	〃	カンカンピラ川	〃	1,100
21	〃	長節川	長節川	2級河川	7,600
22	〃	湧洞川	湧洞川	〃	3,300
23	〃	十勝川	大津新川	準用河川	200
24	〃	〃	カンカン川	〃	1,400
25	〃	〃	造林沢川	〃	700
26	〃	〃	7号沢川	〃	900
27	〃	〃	育素多川	〃	2,200

3 重要水防箇所

(令和4年12月1日現在)

No.	河川名	左右岸	築堤名	距離標	延長	種別	重要度	重点区間
1	十勝川	左岸	幌岡築堤	12.20 ～ 19.60	7.40	越水・溢水	B	
2	〃	〃	〃	19.60 ～ 19.80	0.20	越水・溢水	B	重点区間
3	〃	〃	〃	19.80 ～ 21.00	1.20	越水・溢水	B	
4	〃	〃	育素多築堤	21.00 ～ 21.60	0.60	越水・溢水	B	
5	〃	〃	〃	21.80 ～ 25.60	3.80	越水・溢水	B	
6	〃	〃	〃	25.60 ～ 25.80	0.20	越水・溢水	B	重点区間
7	〃	〃	〃	25.80 ～ 28.60	2.80	越水・溢水	B	
8	〃	〃	〃	29.20 ～ 29.80	0.60	越水・溢水	B	
9	〃	右岸	大津築堤	6.00 ～ 6.20	0.20	越水・溢水	B	
10	〃	〃	旅来築堤	8.60 ～ 10.20	1.60	越水・溢水	B	
11	〃	〃	〃	10.40 ～ 14.20	3.80	越水・溢水	B	
12	〃	〃	〃	14.40 ～ 16.00	1.60	越水・溢水	B	
13	〃	〃	〃	16.00 ～ 16.20	0.20	越水・溢水	B	重点区間
14	〃	〃	〃	16.20 ～ 16.80	0.60	越水・溢水	B	
15	〃	〃	茂岩築堤	18.00 ～ 18.20	0.20	越水・溢水	B	重点区間
16	〃	〃	〃	18.20 ～ 19.60	1.40	越水・溢水	B	
17	〃	〃	〃	19.60 ～ 19.80	0.20	越水・溢水	B	重点区間
18	〃	〃	〃	19.80 ～ 21.60	1.80	越水・溢水	B	
19	〃	〃	礼作別築堤	21.80 ～ 22.00	0.20	越水・溢水	B	重点区間
20	〃	〃	〃	22.00 ～ 25.60	3.60	越水・溢水	B	
21	〃	〃	〃	25.60 ～ 25.80	0.20	越水・溢水	B	重点区間
22	〃	〃	〃	25.80 ～ 28.60	2.80	越水・溢水	B	
23	〃	〃	〃	29.40 ～ 30.60	1.20	越水・溢水	B	
24	〃	左岸	ウツナイ築堤	4.80 ～ 5.00	0.20	堤体漏水	B	
25	〃	〃	幌岡築堤	12.20 ～ 14.80	2.60	堤体漏水	B	
26	〃	〃	〃	15.00 ～ 18.00	3.00	堤体漏水	B	
27	〃	〃	〃	18.20 ～ 19.60	1.40	堤体漏水	B	
28	〃	〃	〃	19.60 ～ 19.80	0.20	堤体漏水	B	重点区間
29	〃	〃	育素多築堤	21.00 ～ 21.60	0.60	堤体漏水	B	

No.	河川名	左右岸	築堤名	距離標	延長	種別	重要度	重点区間
30	十勝川	左岸	育素多築堤	21.80 ～ 25.60	3.80	堤体漏水	B	
31	〃	〃	〃	25.60 ～ 25.80	0.20	堤体漏水	B	重点区間
32	〃	〃	〃	25.80 ～ 29.80	4.00	堤体漏水	B	
33	〃	右岸	大津築堤	3.60 ～ 5.80	2.20	堤体漏水	B	
34	〃	〃	〃	5.80 ～ 6.00	0.20	堤体漏水	B	重点区間
35	〃	〃	〃	6.00 ～ 6.20	0.20	堤体漏水	B	
36	〃	〃	礼作別築堤	22.00 ～ 25.60	3.60	堤体漏水	B	
37	〃	〃	〃	25.60 ～ 25.80	0.20	堤体漏水	B	重点区間
38	〃	〃	〃	25.80 ～ 27.00	1.20	堤体漏水	B	
39	〃	〃	〃	28.40 ～ 28.60	0.20	堤体漏水	B	
40	〃	—	茂岩橋	21.05		工作物	A	
41	〃	—	豊頃大橋	21.60		工作物	B	
42	〃	左岸	ウツナイ築堤	2.60 ～ 3.20	0.60	旧川跡	要注意	
43	〃	〃	幌岡築堤	19.60 ～ 19.80	0.20	旧川跡	要注意	重点区間
44	〃	〃	〃	20.20 ～ 20.40	0.20	旧川跡	要注意	
45	〃	〃	〃	20.60 ～ 21.00	0.40	旧川跡	要注意	
46	〃	〃	育素多築堤	23.00 ～ 23.80	0.80	旧川跡	要注意	
47	〃	右岸	大津築堤	2.80 ～ 4.40	1.60	旧川跡	要注意	
48	〃	〃	旅来築堤	7.40 ～ 7.80	0.40	旧川跡	要注意	
49	〃	〃	〃	8.20 ～ 8.80	0.60	旧川跡	要注意	
50	〃	〃	〃	12.40 ～ 13.40	1.00	旧川跡	要注意	
51	〃	〃	〃	14.20 ～ 14.40	0.20	旧川跡	要注意	
52	〃	〃	茂岩築堤	18.80 ～ 19.00	0.20	旧川跡	要注意	
53	〃	〃	〃	19.40 ～ 19.60	0.20	旧川跡	要注意	
54	〃	〃	〃	19.60 ～ 19.80	0.20	旧川跡	要注意	重点区間
55	〃	〃	〃	19.80 ～ 21.20	1.40	旧川跡	要注意	
56	〃	〃	〃	21.60 ～ 21.80	0.20	旧川跡	要注意	
57	〃	〃	礼作別築堤	21.80 ～ 22.00	0.20	旧川跡	要注意	重点区間
58	〃	〃	〃	22.00 ～ 22.20	0.20	旧川跡	要注意	
59	〃	〃	〃	24.60 ～ 24.80	0.20	旧川跡	要注意	

No.	河川名	左右岸	築堤名	距離標	延長	種別	重要度	重点区間
60	利別川	右岸	利別築堤	1.20 ～ 1.60	0.40	越水・溢水	B	
61	〃	〃	〃	1.20 ～ 1.60	0.40	堤体漏水	B	
62	牛首別川	左岸	礼作別築堤	0.20 ～ 0.60	0.40	越水・溢水	B	
63	〃	〃	牛首別築堤	0.60 ～ 1.40	0.80	越水・溢水	B	
64	〃	〃	〃	1.60 ～ 2.00	0.40	越水・溢水	B	
65	〃	〃	〃	2.80 ～ 3.00	0.20	越水・溢水	B	
66	〃	〃	〃	6.40 ～ 6.80	0.40	越水・溢水	B	
67	〃	〃	〃	7.20 ～ 7.40	0.20	越水・溢水	B	
68	〃	右岸	茂岩築堤	0.00 ～ 0.60	0.60	越水・溢水	B	
69	〃	〃	牛首別築堤	0.60 ～ 1.20	0.60	越水・溢水	B	
70	〃	〃	〃	6.40 ～ 6.60	0.20	越水・溢水	B	
71	〃	〃	〃	6.80 ～ 7.00	0.20	越水・溢水	B	
72	〃	〃	〃	7.40 ～ 7.40	0.20	越水・溢水	B	
73	〃	左岸	〃	2.60 ～ 2.80	0.20	水衝・洗掘	B	重点区間
74	〃	〃	〃	5.40 ～ 5.60	0.20	水衝・洗掘	B	重点区間
75	〃	—	農野牛橋	0.46		工作物	A	
76	〃	—	新川橋	6.75		工作物	B	
77	〃	左岸	牛首別築堤	0.60 ～ 1.00	0.40	旧川跡	要注意	
78	〃	〃	〃	1.80 ～ 2.40	0.60	旧川跡	要注意	
79	〃	〃	〃	3.00 ～ 5.40	2.40	旧川跡	要注意	
80	〃	〃	〃	5.40 ～ 5.60	0.20	旧川跡	要注意	重点区間
81	〃	〃	〃	5.60 ～ 7.40	1.80	旧川跡	要注意	
82	〃	右岸	茂岩築堤	0.00 ～ 0.60	0.60	旧川跡	要注意	
83	〃	〃	牛首別築堤	0.60 ～ 0.80	0.20	旧川跡	要注意	
84	〃	〃	〃	6.00 ～ 6.60	0.60	旧川跡	要注意	
85	〃	〃	〃	7.00 ～ 7.40	0.40	旧川跡	要注意	
86	久保川	左岸	久保築堤	1.80 ～ 2.00	0.20	越水・溢水	B	
87	〃	〃	〃	1.60 ～ 2.40	0.80	越水・溢水	B	
88	〃	〃	〃	1.00 ～ 1.20	0.20	水衝・洗掘	B	
89	〃	〃	〃	1.60 ～ 1.80	0.20	水衝・洗掘	B	

No.	河川名	左右岸	築堤名	距離標	延長	種別	重要度	重点区間
90	久保川	右岸	久保築堤	1.00 ～ 1.20	0.20	水衝・洗掘	B	
91	〃	—	宝来橋	2.37		工作物	B	
92	〃	左岸	久保築堤	0.60 ～ 1.00	0.40	旧川跡	要注意	
93	〃	右岸	〃	0.80 ～ 1.00	0.20	旧川跡	要注意	
94	礼文内川	右岸	礼文内川築堤	-0.20 ～ 4.40	4.60	堤体漏水	B	
95	〃	〃	〃	0.00 ～ 0.80	0.80	旧川跡	要注意	
96	〃	〃	〃	1.00 ～ 4.40	3.40	旧川跡	要注意	

※1 重要度等の定義

- ・重要度A：水防上最も重要な区間
- ・重要度B：水防上重要な区間
- ・要注意区間：工事施工、新堤防・旧川跡・破堤跡、陸閘の該当箇所
- ・重点区間：水防活動上の必要性に応じて、特に水防時に重点的に巡視すべき区間

※2 距離標：国土交通省の管理する河川において、川の調査や維持管理を行うため、目印に左右岸の堤防に河口及び合流点を起点として、川を中心を基準に200m間隔で設置している。

4 低地帯の浸水予想区域

(令和4年4月1日現在)

No.	危険区域の現況				予想される被害				法律等における指定状況					
	地区名	場所	危険区域面積 (ha)	災害の要因	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他	指 定 機 関	法令名	指 定 年 月 日	指 定 番 号	危険区域との関連	
													全部	一部
1	茂 岩	茂岩新和町	10.0	浸 水	11									

5 高波、高潮、津波等危険区域

(令和4年4月1日現在)

No.	危険区域の現況					予想される被害				法律等における指定状況					
	海岸名	海岸線危険区域延長 (m)	指定済延長 (m)	海岸保全施設の区域延長 (m)	災害の要因	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他	指 定 機 関	法令名	指 定 年 月 日	指 定 番 号	危険区域との関連	
														全部	一部
1	大 津	3,460	2,225		高潮津波 2~3	209	役場支所 1棟 学校 1棟			道	海岸法	s 36.5.30	1228	○	
2	ウツナイ	2,800	2,800	2,800						〃	〃	〃	1228	○	
3	トンケンシ	1,145	1,145					道 道 800		〃	〃	〃	1228	○	
4	長 節	6,600	6,600	6,600				町 道 1,500		〃	〃	〃	1228	○	
5	湧 洞	6,140	6,140	6,140				道 道 3,400 町 道 2,800		〃	〃	〃	1228	○	

6 土砂災害関係

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所

(令和4年4月1日現在)

No.	指定箇所名	所在地	面積 (ha)	備考
1	豊頃茂岩 4	茂岩末広町	1.26	特別警戒区域指定
2	豊頃茂岩 5	茂岩末広町	0.96	特別警戒区域指定
3	豊頃茂岩 6	茂岩、茂岩末広町	1.53	特別警戒区域指定
4	豊頃茂岩 7	茂岩末広町、牛首別	2.05	特別警戒区域指定
5	豊頃茂岩 1	茂岩本町、茂岩新和町、茂岩	2.19	特別警戒区域指定
6	豊頃茂岩 2	茂岩本町、茂岩栄町、茂岩末広町、茂岩	3.82	特別警戒区域指定
7	豊頃二宮	二宮	4.85	特別警戒区域指定
8	豊頃茂岩 3	茂岩末広町	2.84	特別警戒区域指定

(2) 土石流危険溪流

(令和4年4月1日現在)

No.	指定溪流名	所在地	面積 (ha)	備考
1	茂岩 2 の沢川	茂岩末広町	1.25	
2	秋葉の沢川	湧洞	1.30	
3	勝又の沢川	旅来	1.14	
4	安骨の沢川	安骨	2.15	
5	安田の沢川	背負	1.43	
6	茂岩 4 の沢川	茂岩、牛首別	4.19	
7	茂岩 3 の沢川	茂岩末広町	1.96	
8	茂岩役所沢川	茂岩、茂岩本町	4.56	
9	茂岩橋の沢川	茂岩、茂岩本町、茂岩新和町	2.09	
10	松本の沢川	農野牛	1.70	
11	南 21 線川	統内、礼作別	5.18	

7 危険施設等所在一覧

(令和4年4月1日現在)

事業所名	所在地	電話	製造所等の別	種類	種類及び許可数量 (単位: 0)		
豊頃町える夢館	茂岩本町 166	579-5801	地下タンク 貯蔵所	第4類	第3石油類 15,000		
豊頃愛生協会 とよころ荘	茂岩 49-78	574-2627	〃	〃	第3石油類 5,000		
豊頃消防署	茂岩本町 116	574-2310	〃	〃	第3石油類 5,000		
豊頃町総合体育館	茂岩本町 167	574-2480	〃	〃	第3石油類 12,000		
(株) 杉村商店	茂岩本町 48	574-2005	給油取扱所	〃	第1石油類 10,474	第2石油類 31,000	
			移動タンク 貯蔵所	〃	第2石油類 4,000		
			〃	〃	第2石油類 6,000		
豊頃町立豊頃医院	茂岩栄町 107	574-2020	地下タンク 貯蔵所	〃	第3石油類 3,000		
十勝ロイヤルホテル	茂岩 50-8	574-2111	〃	〃	第3石油類 15,000		
二宮報徳館	二宮 2640	574-3126	〃	〃	第3石油類 1,900		
(有)九条ファーム	統内 57	0155-67- 8963	給油取扱所	〃	第2石油類 19,000	H23. 7. 29 休止中	
			移動タンク 貯蔵所	〃	第2石油類 4,000	H25. 11. 29 休止中	
世紀東急工業 (株) 豊頃営業所	礼作別 64-2	574-2952	屋外タンク 貯蔵所	〃	第3石油類 20,000		
			一般取扱所	〃	第3石油類 2,120		
中島興業 (株)	農野牛 24	574-2938	給油取扱所	〃	第2石油類 19,200		
池田河川事務所 下牛首別排水機場	牛首別 14	572-2661	屋外タンク 貯蔵所	〃	第3石油類 15,000		
			〃	〃	第3石油類 15,000		
			〃	〃	第3石油類 15,000		
			一般取扱所	〃	第3石油類 154,000		
池田河川事務所 育素多排水機場	育素多	572-2661	屋外タンク 貯蔵所	〃	第3石油類 14,870		
			一般取扱所	〃	第3石油類 3,910		
二宮排水機場	二宮 358	574-2211	屋外タンク 貯蔵所	第4類	第3石油類 10,000		
小川排水機場	二宮 2859	574-2211	屋外タンク 貯蔵所	〃	第3石油類 7,000		

事業所名	所在地	電話	製造所等の別	種類	種類及び許可数量 (単位: 0)		
(株) よつ葉牧場	礼作別 575-1	574-3532	移動タンク 貯蔵所	〃	第2石油類 3,000		
豊頃石油 (有)	豊頃旭町 160	574-2225	給油取扱所	〃	第1石油類 10,000	第2石油類 26,000	
			移動タンク 貯蔵所	〃	第2石油類 2,000	第3石油類 2,000	
大栄運輸 (有)	豊頃旭町 121	574-2156	給油取扱所	〃	第2石油類 19,200		
タイキ工業 (株)	豊頃263	574-3435	〃	〃	第2石油類 9,500		
豊頃町立 豊頃中学校	中央若葉 町11	574-2427	〃	〃	第3石油類 15,000		
豊頃町農業協同組 合 中央給油所	中央若葉 町14	574-2532	給油取扱所	〃	第1石油類 14,400	第2石油類 14,400	第4石油類 1,890
豊頃町農業協同組 合 麦乾燥貯溜施設	豊頃佐々 田町53	574-3107	地下タンク 貯蔵所	〃	第2石油類 9,600		
			〃	〃	第2石油類 20,000		
			〃	〃	第2石油類 50,000		
			一般取扱所	〃	第2石油類 1,424		
			〃	〃	第2石油類 8,000		
			〃	〃	第2石油類 5,000		
			〃	〃	第2石油類 9,600		
豊頃町農業協同 組合大根選果場	幌岡7	574-2006	地下タンク 貯蔵所	〃	第3石油類 9,600		
豊頃町農業協同 組合整備工場	中央若葉 町14	574-2416	屋外貯蔵所	〃	第4石油類 10,000		
学校給食センター	中央若葉 町11	574-4600	〃	〃	第3石油類 5,000		
中山産業 (株) 大津給油所	大津寿町 18	575-2515	給油取扱所	〃	第1石油類 6,000	第2石油類 14,000	
松村商店	大津幸町 38	575-2226	一般取扱所	〃	第2石油類 10,000		
			移動タンク 貯蔵所	〃	第2石油類 3,000		
			〃	〃	第2石油類 3,000	H25.1.30 休止中	
大津漁業協同組合	大津港町 35	575-2321	地下タンク 貯蔵所	〃	第3石油類 5,000		
			屋外タンク 貯蔵所	〃	第3石油類 100,000		
			給油取扱所 (船舶)	〃	第3石油類 15,000		

事業所名	所在地	電話	製造所等の別	種類	種類及び許可数量 (単位: 0)		
(株) アイシン 豊頃試験場	湧洞 1378-2	574-3911	地下タンク 貯蔵所	第4類	第2石油類 10,000		
			〃	〃	第3石油類 10,000		
			給油取扱所	〃	第1石油類 25,000	第2石油類 15,000	
			移動タンク 貯蔵所	〃	第2石油類 4,000		
	湧洞 650	574-3911	移動タンク 貯蔵所	〃	第2石油類 2,000		
(株) エコ ERC 豊頃工場	茂岩 49-16	579-5511	製造所	〃	第2石油類 7,400	第3石油類 3,430	アルコール類 480
			一般取扱所	〃	第2石油類 7,400	第3石油類 5,000	
			屋外タンク 貯蔵所	〃	第2石油類 20,000		
			〃	〃	第3石油類 20,000		
			〃	〃	第3石油類 10,000		
			〃	〃	アルコール類 10,000		
			移動タンク 貯蔵所	〃	第2石油類 2,000	第3石油類 2,000	
			〃	〃	第2石油類 2,000	第3石油類 2,000	
			地下タンク 貯蔵所	〃	第3石油類 10,000		
舟越重建興業	礼作別360	574-2815	移動タンク 貯蔵所	〃	第2石油類 3,000	第3石油類 2,000	

資料8 災害情報等報告様式等

1 別表1 (災害情報)

※災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報				
報告日時	月 日 時 分現在	発受信日時	月 日 時 分	
発信機関 (振興局・市町村名等)		受信機関 (振興局・市町村名等)		
発信者 (職・氏名)		受信者 (職・氏名)		
発生場所				
発生日時	月 日 時 分	災害の原因		
気象等の 状況	雨量			
	河川水位			
	潮位波高			
	風速			
	その他			
ライフライン 関係の 状況	道路			
	鉄道			
	電話			
	水道 (飲料水)			
	電気			
	その他			
(1) 災害対策本部等の設置 状況	(名 称)			
	(設置日時)			月 日 時 分設置
	(名 称)			
	(設置日時)			月 日 時 分設置
(2) 災害救助法の適用状況	地区名	被害棟数	罹災世帯	罹災人数
	(救助実施内容)			

応急措置の状況	(3) 避難の状況		地区名	避難場所	人数	日時
		自主避難				
		避難勧告				
		避難指示				
	(4) 自衛隊派遣要請の状況					
	(5) その他措置の状況					
	(6) 応急対策 出動人員	(7) 出動人員		(1) 主な活動状況		
		市町村職員	名			
		消防職員	名			
		消防団員	名			
その他 (住民等)		名				
計		名				
その他	(今後の見通し等)					

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

2 別表2（被害状況報告）

被害状況報告（速報 中間 最終）

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因		月 日 時現在			
災害発生場所									
発信	機関（市町村）名				受信	機関（市町村）名			
	職・氏名					職・氏名			
	発信日時		月 日 時 分			受信日時			
項目		件数等	被害金額（千円）		項目		件数等	被害金額（千円）	
①人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告		道 工 事	河川	か所		
	行方不明	人				海岸	か所		
	重傷	人				砂防設備	か所		
	軽傷	人				地すべり	か所		
	計	人				急傾斜地	か所		
②住家被害	全壊	棟		⑤土 木 被 害		道路	か所		
		世帯				橋梁	か所		
		人			小計	か所			
	半壊	棟		市 町 村 工 事	河川	か所			
		世帯		道路	か所				
		人		橋梁	か所				
	一部破損	棟		小計	か所				
		世帯		港湾	か所				
	床上浸水	棟		漁港	か所				
		世帯		下水道	か所				
		人		公園	か所				
	床下浸水	棟		崖くずれ	か所				
		世帯		計	か所				
		人		漁 船	沈没流失	隻			
	③非住家被害	全壊	公共建物	棟		破損	隻		
その他			棟		計	隻			
半壊		公共建物	棟		⑥水 産 被 害	漁港施設	か所		
		その他	棟		共同利用施設	か所			
計		公共建物	棟		その他施設	か所			
	その他	棟		漁具（網）	件				
④農業被害	農地	田	流失・埋没等	ha		道 有 林	林地	か所	
			浸冠水	ha			治山施設	か所	
		畑	流失・埋没等	ha			林道	か所	
			浸冠水	ha			林産物	か所	
	農作物	田	ha		その他	か所			
		畑	ha		小計	か所			
	農業用施設	か所		⑦林 業 被 害	林地	か所			
	共同利用施設	か所			治山施設	か所			
	営農施設	か所			林道	か所			
	畜産被害	か所			林産物	か所			
その他	か所		小計	か所					
計				計	か所				

項目		件数等	被害金額 (千円)	項目	件数等	被害金額 (千円)	
⑧ 衛生被害	水道	か所		⑪ 社会教育施設被害	か所		
	病院	公立	か所		施設等被害 ⑫ 社会福祉	公立	か所
		個人	か所			法人	か所
	清掃施設	一般廃棄物処理	か所			計	か所
		し尿処理	か所		⑬ その他	鉄道不通	か所
	火葬場	か所		鉄道施設		か所	
計	か所		被害船舶 (漁船除く)	隻			
⑨ 商工被害	商業	件		空港		か所	
	工業	件		水道		戸	—
	その他	件		電話	回線	—	
	計	件		電気	戸	—	
⑩ 公立文教施設被害	小学校	か所		ガス	戸	—	
	中学校	か所		ブロック塀等	か所		
	高校	か所		都市施設	か所		
	その他文教施設	か所		計		—	
	計	か所		被害総額			
公共施設被害市町村数		団体		火災発生	建物	件	
罹災世帯数		世帯			危険物	件	
罹災災者数		人			その他	件	
消防職員出動延人数		人		消防団員出動延人数		人	
災害対策本部の設置状況	道 (振興局)						
	市町村名	名称			設置日時	廃止日時	
災害救助法適用市町村名							
補足資料 (※別葉で報告) <input type="checkbox"/> 災害発生場所 <input type="checkbox"/> 災害発生年月日 <input type="checkbox"/> 災害の種類概況 <input type="checkbox"/> 人的被害 (個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因) → 個人情報ごつき取り扱 注意 <input type="checkbox"/> 応急対策の状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況 ほか							

3 別表3（被害状況判定基準）

被害状況判定基準

被害区分		判断基準
① 人的被害	死者	<p>当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>2) 町外の者が町内に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、本町の死亡者として取り扱う。（行方不明、重傷、軽傷についても同じ。）</p> <p>3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>1) 死者欄の2) 3) を参照。</p>
	重傷者	<p>災害のため負傷し、1か月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1か月以上に及ぶものを重傷者とする。</p> <p>2) 死者欄の2) 3) を参照。</p>
	軽傷者	<p>災害のため負傷し、1か月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1か月未満であるものを軽傷者とする。</p> <p>2) 死者欄の2) 3) を参照。</p>
② 住家被害	住家	<p>現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>3) 住家は社宅、公宅（指定行政機関及び指定公共機関のもの）を問わずすべてを住家とする。</p>
	世帯	<p>生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を1世帯とする。</p> <p>1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
	全壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失、もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。</p> <p>1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>

被害区分		判 断 基 準
	半 壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもの。</p> <p>1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
② 住家被害	一 部 破 損	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。</p> <p>1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	床 上 浸 水	<p>住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。</p> <p>1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>
	床 下 浸 水	<p>住家が床上浸水に達しないもの。</p> <p>1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>
③ 非住家被害	非 住 家	<p>非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</p> <p>1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。</p> <p>2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。</p> <p>3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。</p> <p>4) 被害額の算出は、住家に準ずる。</p>
④ 農業被害	農 地	<p>農地被害は、田畑が流失、埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。</p> <p>1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ 10%以上が流失した状態をいう。</p> <p>2) 埋没とは、粒径 1mm 以下にあつては 2cm、粒径 0.25mm 以下の土砂にあつては 5cm 以上流入した状態をいう。</p> <p>3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。</p> <p>4) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。</p>
	農 作 物	<p>農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。</p> <p>1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>2) 倒伏とは、風のため相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</p>
	農 業 用 施 設	<p>頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。</p>

被害区分		判 断 基 準
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。
	畜産被害	施設以外の畜舎被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない）草地畜産物等をいう。
⑤ 土木被害	河川	河川の維持管理に必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。
⑥ 水産被害	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損(大破、中破、小破)の被害をいう。 1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。

被害区分		判 断 基 準
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。
	その他施設	上記施設で個人(団体、会社も含む)所有のものをいう。
	漁具(網)	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。
⑦林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設(飯場、作業路を含む。)等をいう。
⑧衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火葬場	火葬場をいう。
⑨商工被	商業	商品、原材料等をいう。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。
⑩公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等をいう。(私学関係はその他の項目で扱う。)
⑪社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。
⑫社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者(児)福祉施設、知的障がい者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。
⑬その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。
	被害船舶(漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行出来ない程度の被害をいう。
	空港	空港整備法第2条第1項第3号の規定による空港をいう。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀のか所数をいう。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

資料9 自衛隊災害派遣要請

1 様式第1号

	第	号
令和	年	月 日
十勝総合振興局長 様		
	豊頃町長	
災害派遣要請の依頼について このことについて、次のとおり派遣要請を依頼します。		
記		
1	災害の状況及び派遣を要請する事由	
2	派遣を希望する期間	
3	派遣を希望する区域及び活動内容	
4	派遣部隊が展開できる場所	
5	派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項	

2 様式第2号

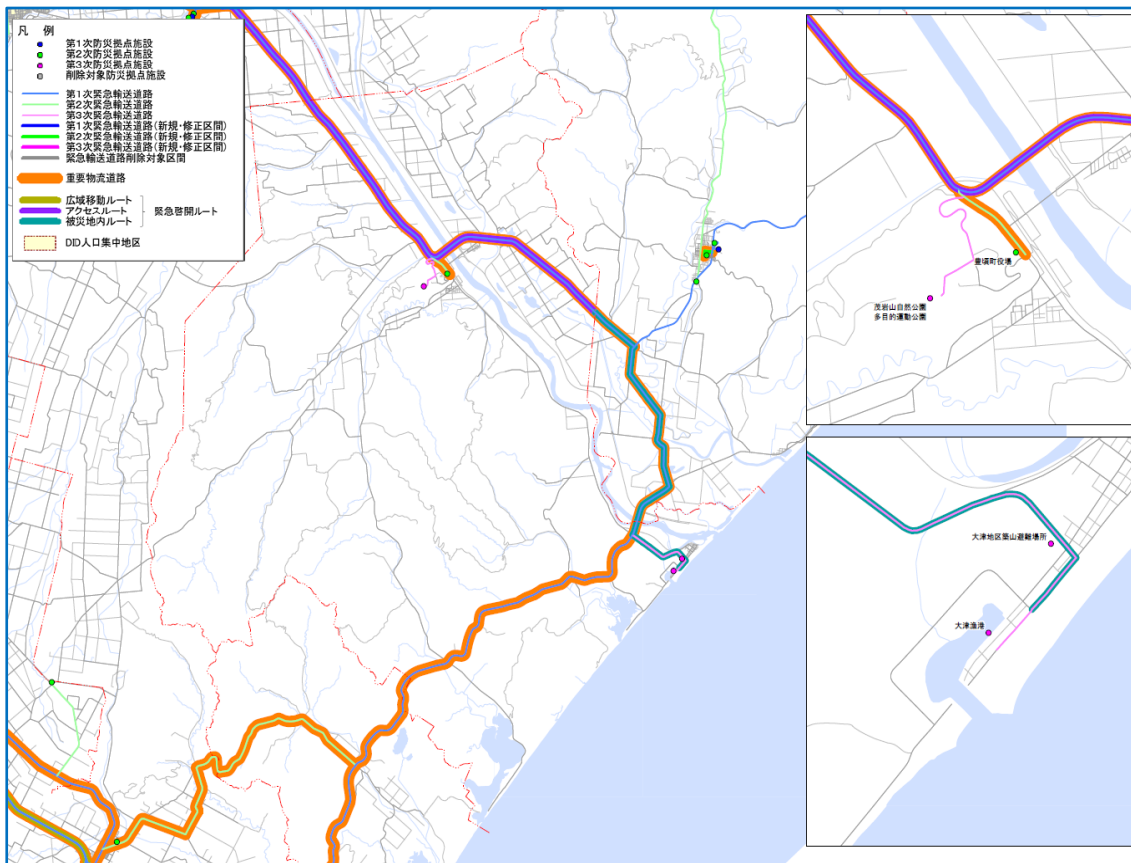
	第	号
令和	年	月 日
十勝総合振興局長 様		
	豊頃町長	
災害派遣の撤収要請の依頼について 令和 年 月 日付け（文書番号）で依頼しました災害派遣要請について、次の日時をもって撤収要請を依頼します。		
記		
撤収要請日時	令和	年 月 日 時 分

資料 10 緊急輸送路

(令和4年)

区分	路線名	備考
第1次	<ul style="list-style-type: none"> ・高速道 北海道横断自動車道 ・国道 帯広・広尾自動車道 ・国道 国道38号線 ・国道 国道336号線 	
第2次	<ul style="list-style-type: none"> ・道道 尾田豊頃停車場線 ・町道 茂岩高台線 	
第3次	<ul style="list-style-type: none"> ・道道 大津旅来線 ・道道 大津長節線 ・町道 茂岩公園線 ・町道 大津海岸1号線 	

令和4年 緊急輸送道路ネットワーク図（豊頃町）



資料 11 ヘリコプター関連

1 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1条 北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱(以下「要綱」という。)第18条第3項の規定に基づく北海道消防防災ヘリコプター(以下「防災ヘリ」という。)の緊急運航については、要綱及び北海道消防防災ヘリコプター応援協定に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の要件)

第2条 緊急運航は、原則として、要綱第17条第1項第1号から第5号までに掲げる活動で、次の要件に該当する場合に行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村に拡大または影響を与えるおそれがある場合
- (2) 災害が発生した市町村(消防の一部事務組合及び広域連合を含む。以下「市町村等」という。)の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他防災ヘリによる活動が最も有効と認められる場合

(緊急運航の基準)

第3条 緊急運航は、前条の要件に該当し、かつ、次の場合に行うものとする

- (1) 災害応急対策活動
 - ア 被災状況の偵察・情報収集
災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合
 - イ 救援物資、人員、資機材等の搬送
災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、救援物資、人員、資機材等を搬送する必要があると認められる場合
 - ウ その他
災害応急対策活動上、特に防災ヘリの活用が有効と認められる場合
- (2) 救急活動
 - ア 傷病者の搬送
 - (ア) 現場救急
 - a 「現場救急」とは、防災ヘリが救急現場等に出動し、救急隊から引き継いだ傷病者を医療機関に搬送する活動をいう。
 - b 次の場合に出動するものとする。
傷病者の生命に危険が及んでいる場合、又は緊急に搬送することにより後遺症の軽減など機能予後の改善が期待できる場合で、かつ、防災ヘリによる搬送が最も有効と認められる場合。なお、医師の搭乗については、要請元の市町村等の判断によるものとする。
 - (イ) 転院搬送
 - a 「転院搬送」とは、医療機関において治療中の患者を、緊急に高次・専門医療機関に搬送する活動をいう。

b 次の場合に出動するものとする。

医師が当該傷病者について、緊急に他の高次・専門医療機関へ搬送しなければ生命に危険が及ぶと認める場合、又は緊急に搬送することにより後遺症の軽減など機能予後の改善が期待できると認める場合で、防災ヘリによる搬送が最も有効であり、かつ、医師が搭乗できる場合

c 搭乗する医師は、原則として搬送元医療機関の医師とする。ただし、当該医師の搭乗により搬送元医療機関の診療体制の維持が困難となる場合、又は搬送中の傷病者に対して専門的な管理が必要な場合は、他の医療機関の医師が搭乗できることとする。

なお、他の医療機関の医師が搭乗する場合において、他の移動手段では当該医師を搬送元医療機関に移動させることが困難であると認められる場合は、当該医師を防災ヘリにより搬送することができるものとする。

(ウ) 感染症患者等の搬送

a 「感染症患者の搬送」とは、北海道感染症対策マニュアルに基づき、指定された区間において所定の感染症患者（疑似症患者を含む。）を搬送する活動をいう。

b 次の場合に出動するものとする。

北海道感染症対策マニュアルに基づき、北海道保健福祉部から依頼があった場合。

(エ) 事後検証

現場救急及び転院搬送の全ての事案について、防災ヘリ使用の適否や妥当性などの事後検証を実施し、その結果を以後の救急活動に反映させることとする。

イ 医師等の搬送

離島、山村等の交通遠隔地等に、医師等の医療従事者や医療用資機材等を搬送する必要があると認められる場合

(3) 救助活動

ア 中高層ビル等の火災における救助・救出

中高層ビル等の火災において、地上からの救助・救出が困難であると認められる場合

イ 山岳遭難、河川・湖沼等の水難事故における救助・救出

山岳遭難及び水難事故において、災害が発生した市町村等の消防力等では対応できないと認められる場合

ウ 高速自動車道及び自動車専用道路上での事故における救助・救出

高速自動車道及び自動車専用道路上での事故で、救急自動車による収容・搬送が困難であると認められる場合

エ その他

救助活動上、特に防災ヘリの活用が有効と認められる場合

(4) 火災防御活動

ア 林野火災における空中消火

地上における消火活動では、消火が困難と認められる場合

イ 偵察・情報収集

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあり、防災ヘリによる偵察・情報収集を行う必要があると認められる場合

ウ 消防隊員、資機材等の搬送

大規模林野火災等において、他に人員・資機材等の搬送手段がないと認められる場合

エ その他

火災防御活動上、特に防災ヘリの活用が有効と認められる場合

(5) 広域航空消防防災応援活動

大規模災害発生時における他都府県の消防防災活動への応援が必要と認められる場合

(緊急運航を行う時間帯)

第4条 緊急運航は、原則として、災害現場における活動可能時間（日の出から日没まで）を考慮して行うことができる。ただし、次に掲げる場合は、この時間帯にかかわらず行うことができる。

(1) 転院搬送を行う場合

(2) その他、運航責任者が必要と認める場合

(緊急運航の要請)

第5条 市町村等の長は、緊急運航（感染症患者の搬送及び広域航空消防防災応援活動を除く。）の要請を行うときは、総務部危機対策局危機対策課防災航空室に対し、電話により連絡するとともに、速やかに様式第1号をファクシミリにより提出するものとする。ただし、転院搬送に係る要請手続きについては、別に定める「北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」によるものとする。

(出動の決定等)

第6条 運航責任者は、前条の要請を受けたときは、要綱第13条の規定により速やかに出動の可否を判断するものとする。

2 運航責任者は、出動の可否を判断したときは、直ちに要請を行った市町村等の長に通知するとともに、速やかに総括管理者及び関係総合振興局長又は関係振興局長に報告するものとする。

(受入体制)

第7条 緊急運航を要請した市町村等の長は、運航責任者と緊密な連絡を取るとともに、受入体制を整えるものとする。

(報告)

第8条 緊急運航（転院搬送を除く。）を要請した市町村等の長は、災害が収束したときは、災害等状況報告書（様式第2号）により、総括管理者に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成8年7月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱第15条第3項及び北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第4条ただし書の規定に基づき、救急患者の緊急搬送についての必要な手続等を定めるものとする。

(手続)

第2条 救急患者の緊急搬送に係る各機関の手続は、次によることとする。

(1) 依頼病院等

ア 依頼病院等は、救急患者の緊急搬送が必要であると判断した場合は、受入医療機関を確保した後、あらかじめ総務部危機対策局危機対策課防災航空室（以下「航空室」という。）に連絡するものとする。この場合における連絡は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うとともに、送付後、必ず電話により到着の確認等を行うものとする。

イ 依頼病院等は、航空室に連絡をした後、当該市町村（消防の一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。）に救急患者の緊急搬送を要請するものとする。この場合の要請方法は、アの例によるものとする。

ウ 依頼病院等は、市町村等から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を受入医療機関へ連絡するものとする。

(2) 市町村等

ア 市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を要請し、その後関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

これらの場合における要請は、電話により行うとともに、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

イ 市町村等は、依頼病院からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行うものとする。

ウ 市町村等は、ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車の手配を行うものとする。

エ 市町村等は、航空室から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡するものとする。

(3) 航空室

ア 航空室は、依頼病院等から連絡を受けた場合は、消防防災ヘリコプターの出動準備を開始するものとする。

イ 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、出動の可否について判断し、その結果を市町村等に連絡するとともに、関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

ウ 航空室は、給油及び夜間等の空港使用（航空保安施設の運用等）が必要な場合は、市町村等と連絡調整を行うものとする。

(他の機関への要請等)

第3条 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受け消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、北海道警察本部（航空隊）、札幌市（消防局）、陸上自衛隊北部方面総監部、航空自衛隊第二航空団司令部及び第一管区海上保安本部に対し、必要な情報を提供するものとする。この場合における情報提供の方法は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

2 航空室は、消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、前項に規定する機関に対し、航空機の出動を要請するものとする。

(付添人の搭乗)

第4条 医師が付添人を必要と認めた場合は、原則として1名に限り搭乗させることができるものとする。この場合において、付添人は、あらかじめ様式第2号の誓約書を機長に提出するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、ヘリコプターの出動に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

資料 12 気象庁による雨・風・地震等の区分表

1 雨の強さと降り方

(平成 29 年 9 月一部改正)

1 時間雨量 (mm)	予報用語	人の受ける イメージ	人への影響	屋内 (木造住宅)	屋外の様子	車に乗っていて
10 以上～ 20 未満	やや強い雨	ザーザーと降る	地面からの跳ね返りで足元がぬれる	雨の音で話し声が良く聞き取れない	地面一面に水たまりができる	
20 以上～ 30 未満	強い雨	どしゃ降り				ワイパーを速くしても見づらい
30 以上～ 50 未満	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る	傘をさしていてもぬれる	寝ている人の半数くらいが雨に気がつく	道路が川のようにになる	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる(ハイドロプレーニング現象)
50 以上～ 80 未満	非常に激しい雨	滝のように降る(ゴォーと降り続く)				
80 以上～	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる	傘は全く役に立たなくなる		水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる	車の運転は危険

(注 1) 大雨によって災害が起こるおそれのあるときは大雨注意報や洪水注意報を、重大な災害が起こるおそれのあるときは大雨警報や洪水警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは大雨特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。

(注 2) 数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析したときには記録的短時間大雨情報を発表します。この情報が発表されたときは、お住まいの地域で、土砂災害や浸水害、中小河川の洪水害の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しています。なお、情報の基準は地域によって異なります。

※出典：気象庁

2 風の強さと吹き方

(平成 29 年 9 月一部改正)

風の強さ (予報用語)	平均風速 (m/s)	およその 時速	速さの目安	人への影響	屋外・樹木の様子	走行中の車	建造物	およその 瞬間風速 (m/s)	
やや強い風	10以上 15未満	～50km	一般道路 の自動車	風に向かって歩きにくくなる。 傘がさせない。	樹木全体が揺れ始める。 電線が揺れ始める。	道路の吹流しの角度が水平に なり、高速運転中では横風に 流される感覚を受ける。	種(とい)が揺れ始める。	20	
強い風	15以上 20未満	～70km		風に向かって歩けなくなり、 転倒する人も出る。 高所での作業はきわめて危険。	電線が鳴り始める。 看板やトタン板が外れ始め る。	高速運転中では、横風に流さ れる感覚が大きくなる。	屋根瓦・屋根葺材がはがれるもの がある。 雨戸やシャッターが揺れる。		
非常に強い風	20以上 25未満	～90km	高速道路 の自動車	何かにつかまっていけないと 立っていられない。 飛来物によって負傷するおそ れがある。	細い木の幹が折れたり、根 の張っていない木が倒れ始め る。 看板が落下・飛散する。 道路標識が傾く。	通常ので速度で運転するのが 困難になる。	屋根瓦・屋根葺材が飛散するもの がある。 固定されていないプレハブ小屋が移 動、転倒する。 ビニールハウスのフィルム(被覆材) が広範囲に破れる。	30	
	25以上 30未満	～110km							
猛烈な風	30以上 35未満	～125km	特急電車	屋外での行動は極めて危険。	多くの樹木が倒れる。 電柱や街灯で倒れるもの がある。 ブロック壁で倒壊するもの がある。	走行中のトラックが横転する。	固定の不十分な金属屋根の葺材が めくれる。 養生の不十分な仮設足場が崩落する。	50	
	35以上 40未満	～140km							外装材が広範囲にわたって飛散し、 下地材が露出するものがある。
	40以上	140km～							

(注1) 強風によって災害が起こるおそれのあるときは強風注意報を、暴風によって重大な災害が発生するおそれのあるときは暴風警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは暴風特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。

(注2) 平均風速は10分間の平均、瞬間風速は3秒間の平均です。風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の1.5倍程度になることが多いですが、大気の状態が不安定な場合等は3倍以上になることがあります。

(注3) この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

1. 風速は地形や周りの建物などに影響されますので、その場所での風速は近くにある観測所の値と大きく異なることがあります。
2. 風速が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合があります。この表では、ある風速が観測された際に、通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
3. 人や物への影響は日本風工学会の「瞬間風速と人や街の様子との関係」を参考に作成しています。今後、表現など実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

※出典：気象庁

3 気象庁震度階級関連解説表

(参考) 気象庁震度階級関連解説表

(平成 21 年 3 月 31 日)

○使用にあたっての留意事項

- 1 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- 2 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- 3 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- 4 この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- 5 この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- 6 この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

(1) 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がある。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もある。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もある。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

(2) 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

(3) 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

(4) 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

(5) ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある [※] 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [※] 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

(6) 長周期地震動に関する観測情報

震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。
-----------------------------------	--

豊頃町地域防災計画【資料編】

発行：豊頃町防災会議（事務局：総務課）

住所：〒089-5392 北海道中川郡豊頃町茂岩本町 125 番地

TEL：015-574-2211 FAX：015-574-3750

発行年月：令和5年3月